

三 監 第 1 1 2 号
平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日

請 求 人 XXXXXXXXXX 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 家代岡 桂子

住民監査請求監査の結果について（通知）

平成 2 7 年 9 月 9 日付で収受しました地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 4 項の規定により標記監査を実施しましたので、この結果を別添のとおり通知します。

ると判断したことについては、問題その①から同その⑥までにおいて詳述するように、多くの問題を含んでいる。9月3日付の回答文書の作成はコミュニティ課であるが、三田市長名で回答されているものであることから、もし、裁判ということになったときは、「関係職員が・・・」などと逃げずに、全責任を負うこととなる。一定の合意はできていると判断したのは、三田市長であり、手続を進めるのも三田市長であるという文脈であることを確認したい。一定のという曖昧な言葉が冠してあるが、少なくとも今後30有余年にわたる、地域住民の移管承認合意、分担金承認合意等が得られていることを表していると理解する。それならば、移管後のコミセンの管理運営の一切の責任は、地域住民にあるということを地域住民が了承したことを三田市長は、確認していなければならないが、本件地区4丁目の住民で、本件地区コミセン問題に多大な関心を持って活動している請求人も合意した覚えがないのに、いつ、いかなる方法で合意を確認できたのか答えてほしい。請求人は、9月3日付の回答文書で、一定の合意と表現されている状態は、地域住民の総会における議決を経ていないため、議案書もないし、議決をしたとする記録もないことから、とても合意とは言えない状態であると申立てている。本件現コミセンの解体には、約2,000万円の予算が組まれているようであるが、これを執行するような状況ではない。

ア 問題その①

平成27年9月3日時点では、**某マンション**（以下「本件マンション」という。）のコミュニティ部の新規加入を審議する本件連合会の運営役員会はまだ開催されていない。したがって、平成27年9月3日時点では、正式な加入はできていない。よって、三田市長がこの日付で回答を出すのは、時期尚早で、本件連合会に加入もしていない組織が、本件地区コミセンの移管を受けることを合意したとするのは、法やきまりの解釈に齟齬があることになる。

平成26年度版地域活動ハンドブック（平成27年度版は、年度開始から約半年経過しているが、発行されていない。過日、公文書公開請求しましたが、まだ発行されていないという状態である。）の22頁には、三田市と連携するには、本件連合会に加入することが条件になっている。本件マンションのコミュニティ部は、まだ、三田市長と本件新コミセンの無償譲渡に係る覚書を締結する資格はない。加入が外観上承認される可能性が高いとしても、平成27年9月3日時点では、本件マンションが抜けているのに、一定の住民合意はできていると判断したなどと回答できる状態ではなく、少なくとも、加入が承認された日以降の回答である必要がある。

法に詳しい三田市長（文書を起案したコミュニティ課職員）の法やきまりの解釈に誤認がある。

本件マンションのコミュニティ部の本件連合自治会への新規加入は、平成27年7月12日に本件連合自治会の理事会にて、外観上承認された（加入組織そのものが地域住民の承認を得られていないので、この表記をします。）。平成27年7月17日に[REDACTED]連合自治会役員会にて、外観上承認された。本件連合会の運営役員会はまだ開催されていないことから、正式な加入はまだ審議、承認されていない。本件連合会の会則によると、第2条の2において、運営役員会にて、別表の基準にもとづき承認するとあり、運営役員会が開催されていない現時点では、本件マンションのコミュニティ部の本件連合会への新規加入は承認されていない。また、平成26年7月9日の本件連合会の運営役員会以降、規約不備により、本件連合自治会に加入していない状態が続いた組織であり、平成27年9月3日現在、本件マンションにおいて、一定の合意を得たなどというのは、あり得ない事態である。仮に、平成27年7月12日に加入を承認されたと主張するにしても、この日までのどこで合意を得たのか、同日以降どこで合意を得たのか、本件連合自治会には説明できない状態である。三田市長が一定の合意はできていると判断したという根拠はどこにもない。関係職員が、合意を得ていると説明したのなら、欺罔行為である。

本件マンションのコミュニティ部は新規加入であることから、設立総会を開催して、組織の規約や役員、予算、計画といった議事内容を地域住民が承認する手続が必要であるが、総会は開催されていない。一定の住民合意はできていると判断したという内容以前に、本件マンションのコミュニティ部が本件連合自治会に加入できる組織ではない状況で、いかにして本件マンションの住民の合意が得られるのか説明を求める。

三田市長が、平成27年9月3日時点で、一定の住民合意はできていると判断したという内容をもって回答することは、法やきまりの解釈に齟齬があり、加入できていない組織が、地域住民の合意を得たことを認めるという矛盾が生じるため、回答の価値を無効にするものである。この回答をもって、建替え工事に向けて手続を進めるという解釈は、法やきまりに詳しい三田市長の誤認である。また、9月3日付の回答文書に平成26年11月12日に前三田市長と本件連合自治会会長で締結した本件地区コミセンの移管に係る確認書（以下「本件地区コミセン移管確認書」）の持つ工事着工開始の指標となる価値が記載されているが、ここでも関係職員による欺罔行為により、三田市長の誤認につながった可能性がある。9月3日

付の回答文書の取消しを求める。

イ 問題その②

平成27年9月6日本件連合自治会の理事会を傍聴した。理事会の中で、新高層の状況が問題として浮上し、「分担金を払わないならば、本件連合自治会に所属できなくなる。」という話が出た。平成27年9月6日のできごとである。

この理由による所属の問題は、地域住民の知るところではなく、このような状況であることすら認知されていない。今後、解決に至る可能性も高いと思われることから、この問題だけならば、大きな危惧はないと思われるが、地位確認訴訟が継続している。このような基本的な問題が解決されていないにもかかわらず、9月3日付の回答文書での法に詳しいはずの三田市長の一定の住民合意はできていると判断したという認識は、事実と大きく乖離しており、本件地区の状況を大きく誤認されていると考えられる。平成27年9月3日は裁判中である。

ウ 問題その③

同様に、平成27年9月6日の本件連合自治会の理事会で、本件マンションの加入問題にも言及があり、加入の疑念が浮かび上がった。三田市長の一定の住民合意はできていると判断したという認識は、事実と大きく乖離し、単位組織の去就が問題になっている。平成27年9月6日のできごとである。

別途、住民監査請求を提出しており、陳述を平成27年8月11日に終えていることから、まもなく監査結果が届くと思われるが、三田市長自身（コミュニティ課職員が文書起案者）の行政哲学の根本において、住民合意が得られていない事実を指摘している住民監査請求の結果がまだ出ないこの時期に、かつ、現在、監査中であるのに三田市の監査制度を無視して、9月3日付の回答文書にあるような、一定の住民合意はできていると判断したという記述が公文書に書けるものなのか。三田市長名の公文書であることから、経過はどうあれ、三田市長の文書である。三田市長印も押印されている。平成27年9月3日にこだわる。

このような基本的な問題が解決されていないにもかかわらず、9月3日付の回答文書になるようでは、三田市長の一定の住民合意はできていると判断したという認識は、事実と大きく乖離しており、本件地区の状況を大きく誤認されていると考えられる。また、三田市長の行政哲学では、監査制度は法的にどう位置づけられているのか。三田市長としてのこのような措置を可とされるものなのか。

エ 問題その④

平成27年9月6日の本件連合自治会の理事会で、[]が自分の自治会のコミセンを建築予定で、平成29年度頃完成という状況の報告があり「[]は戸建てであるが、会議室を持つので、分担金は150円ではないか。」という話が出た。分担金の新しい試算が必要であり、分担金の新しい試算の審議、分担金の新しい試算の住民合意を得る手続がこの後から必要である。平成27年9月6日のできごとである。

戸建ての[]が150円になると、戸建てが300円という計算の再試算が必要である。問題その②から同その④までのような問題は、自治会離れを招き、結果として残された地域住民の負担増につながるが、このような問題は地域住民の知るところではなく、このような状況であることすら認知されていない。

現実問題、平成27年9月9日の時点で、本件連合自治会の各単位組織の分担金が確定していない。これまでも議決はない。三田市長の一定の住民合意はできていると判断したという認識は、事実と大きく乖離しており、このような基本的な問題が、本件連合自治会の理事会においてさえ合意されていないことから、本件地区の状況を大きく誤認されていると考えられる。

オ 問題その⑤

平成26年11月12日締結の本件地区コミセン移管確認書が持っていた、工事着工開始の指標となる価値は、地域住民の本当の合意がないことからなくなっている。平成27年3月19日の予算決算常任委員会における三田市長答弁からも、工事着工開始の指標は合意である。

(ア) 平成27年3月16日付で提出した住民監査請求に対する同年5月22日付三監第32号の監査の結果（以下「5月22日付の監査結果」という。）には、関係職員から合意形成について確認が必要であると判断したとの説明があったとされていることから、本件地区コミセン移管確認書を取り交わしたことは、工事を進める根拠となる価値を失っている。

本件地区コミセン移管確認書があるからではなく、合意を確認してからということを経前三田市長、関係職員が述べている。

(イ) 平成27年3月18日付三コ第163号「[] コミュニティセンターの移管に関する陳情書について（回答）」には「平成26年11月12日に移管工事について確認書を取り交わしたところです。以上のような経過から、現在予定している工事スケジュールを変更することは

考えておりません。」とある。この回答と平成27年3月19日の予算決算常任委員会の三田市長の答弁を比較すると、わずか1日で変質している。合意に向けて取り組まれるものと監査委員に推認されるような答弁をして以後、工事はストップされている。

- (ウ) 平成27年6月4日付三コ第79号「**某**コミュニティセンター整備工事について」には「住民合意が得られたことを確認した段階で、当初予定していた整備工事に着工させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。」とあり、5月22日付の監査結果と同じ内容になっている。
- (エ) 平成27年6月25日付三コ第95号「上申書に対する市の考え方」(以下「6月25日付の回答文書」という。)には「住民の皆様の賛同がえられますよう主体的に住民説明会等に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。」とあり、「コミュニティセンター移管後の管理運営に支障が生じることがないように、再度、住民合意のプロセス等を確認しておく必要があると判断し、一定の住民合意が確認されるまでの間、工事の実施を見合わせる旨の答弁をしたところ。」とある。
- (オ) 9月3日付の回答文書には、「コミセン施設の建て替え工事に向けて手続きを進めることといたしております。」とあり、移管後の本件地区コミセンの管理運営に支障がない事態になったと三田市長が判断されたことを意味する。アンケート、広報、回覧はありましたが、三田市議会では、プリントしたものを配布したら、議決したことになるのか。三田市では、広報紙を三田市民に全戸配布したら、三田市の行政に賛同を得たとなるのか。

また、平成27年8月2日には、新**某**コミセン建て替え報告会(以下「8月2日の本件地区コミセン報告会」という)が確かに開催されている。この会は、工事着手のための合意を得るための議決をする会ではないことから、議決案件はなかった。議員も出席されていた。引き続き開催された理事会において、工事着工要請が賛成多数で採決されたのも外観上は事実である。しかし、当日、理事会メンバーの机上に、工事着工要請に関する文書はなかった。何を採決したのか。外観上は、挙手があったが、何に賛同されたのか。後日配布された工事着工要請に関する文書には、合意が得られたという内容はなかった。6月25日付の回答文書から9月3日付の回答文書までの間に、本件連合自治会において起ったことの内、もっとも必要なことは、合意が得られましたということであるが、8月2日の本件地区コミセン報告会がその必要条件を

満たす会であると関係職員から報告を受けたのなら、法に詳しいはずの三田市長の大きな誤認である。実は、上記のことよりもっと大事なことをずっと指摘してきている。本件連合自治会の数々の答弁の中に、本件連合自治会の理事会で承認されたというものがある。工事着工要請が本件連合自治会の理事会で、賛成多数で採決されたというのがこの論法である。特段の事情がなければ、これで決定事項として扱うことに大きな問題はない。しかるに、将来の財産及び負債に関するような、少なくとも30有余年という長期にわたって、地域住民にお金はもちろん、いろいろな負担をお願いすることになるコミセンの移管を承認するような事項は、本件連合自治会のように10の単位組織により構成されている組織では、本件連合自治会の会則第12条にもあるように、各単位組織の総会決議を経て、かつ、本件連合自治会の総会決議を要する。所属する組織が戸建てか集合住宅かによって、負担するお金の額が、150円、300円というように異なる決議が必要な本件連合自治会の組織では、なおのこと、各単位組織において、自分達の組織の負担額の承認だけではなく、この負担額の相違を容認する議案の承認が欠かせない。本件連合自治会の理事会で承認されたことではなく、本件連合自治会の総会で承認されたことを要求している。平成27年3月から4月までの間における各単位組織の総会において、どの単位組織も、これほど大きな課題に対する審議はなく、当然議決もなかった。本件連合自治会がこの状態であることを承知の上で、本件地区コミセンの移管を推進することは、三田市長の誤認であり、暴挙である。なぜ、ここで、本件連合自治会、各単位組織が、住民合意を得る議決を採らなかったのか疑問である。ここで合意を得る努力をしていたら、一定の合意ではなく、工事着工の指標にできる合意になるはずのものである。6月から解体工事を始める根拠になっていたと思われる。事実として、平成27年度の本件地区4丁目自治会総会において、この件は議案にはない。この本件地区4丁目自治会に所属する請求人も、総会には出席し、いろいろと意見も述べた。しかし、合意の議決に参加したという認識はない。

カ 問題その⑥

三田市議会都市環境常任委員会は、平成27年8月28日に開催され、8月4日付陳情書の審議があり、これに対する回答は9月3日付の回答文書である。委員会の審議が報告され、コミュニティ課の起案者が起案し、課内の決裁を経て、三田市長の決裁を得るまでの時間が短すぎる。何かあるのか。物事を裁くとき、双方の意見を聴くことは大変重要なことである。

裁判はまさにこの具現で、双方の意見を聴くことはもちろん、双方の証拠や証人を要求している。法に詳しい三田市長の現時点の対応は、一方に偏っている。三田市長の決裁を得るまでの時間が短すぎる。関係職員からだけの一方的な情報が、誤認の最大の原因である。この請求人や異なる考えを持った住民の陰の声が、地に埋もれているならいざ知らず、陰の声を表の声にすべく、監査制度やオンブズパーソン制度を活用して、声をあげている。請求人のこれらの資料にも目を通して欲しい。誤認はかなり減少できると思われる。

- (2) 上記の問題その①から同その⑥までの内容（特に、8月2日の本件地区コミセン報告会）に関して、関係職員による欺罔行為等が存在し、その結果、三田市長が事実を大きく誤認し、移管の進めるといふ措置をする回答をしたと考えている。あの状態の8月2日の本件地区コミセン報告会の開催が、工事着工の根拠になり得ると三田市長が判断されるのであれば、白を黒というレベルの関係職員による欺罔行為が存在している。これによって、本件現コミセンの解体工事費約2,000万円が支出されようとしているが、これは、一定の合意による自治活動の拠点づくりが始まるどころか、本件地区コミセン問題の不当な措置、不法な措置により、本件現コミセンの解体だけではなく、地域の貴重な自治組織の解体が始まろうとしている。地域住民を主体とした取組みではなく、地域の役員の恣意的措置、総会を開催して地域住民の総意を得る努力をしないで、情報不足のまま結果だけを地域住民に強いるような措置が、地域の住民の主体的な活動のエネルギーを大きく損壊している。例えば、回覧をとなりの家に届けることは、時間や労力を要するので苦痛だと感じる住民にしてしまうか、回覧を届けるついでに、楽しい会話が始まる住民になれるかどうかは、結果的には、地域の住民が三田市の行政を底から支える力になれるかどうかである。三田市長が地域創生を目指して取り組まれることを目標とされるなら、本件新コミセンという建物づくりの前に、地域自治組織の創生から始めるべきだと申立てる。

その意味で、平成26年3月27日の最高裁の判決から導かれる、1つの地域に2つの自治会が存在する問題を解決して1つの組織としたり、本件マンションの自治組織の弱体化（本件マンションのコミュニティ部の実働人数は、加入届の報告数よりかなり少数と伝わってきている。）の解決に向けて、介護予防、日常生活支援の活動等も取り入れ、本件地区コミセンを地域の会議室にとどめず、地域の活動拠点にし、NPO等が専用して利用する等、地域の住民が主体的に取り組む態勢や体制を構築すべきである。本件現コミセンは1階と2階を合わせると約1,000㎡ある。これを地域の宝物にで

きるか、解体してしまうか、大きな岐路を迎えている。

地域住民にこのような情報を出さず、後戻りのできない無為な解体は、三田市民の財産の毀損である。

2 請求する措置

9月3日付の回答文書の取下げを求める。

また、本件現コミセンの解体工事費約2,000万円の支出の差止めを求める。

第3 請求の受理

平成27年9月9日付で收受した「三田市職員措置請求書（住民監査請求書）」（以下「本件措置請求書」という。）による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員会議において審査した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものとして、同月16日付でこれを受理しました。

また、自治法242条第1項において、住民監査請求に際して添付しなければならないこととされている事実を証する書面として、請求人から下記の書面が提出されました。

- ・ 某 コミセンの建て替えについての陳情書について（回答）（平成27年9月3日付三コ第158号）
- ・ 某 コミュニティセンターの移管に関する陳情書について（回答）（平成27年3月18日付三コ第163号）
- ・ 第8回 某 連合自治会 平成26年度定例理事会議事録

第4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施しました。

1 監査の対象部署

まちづくり部市民協働局コミュニティ課

2 監査の期間

平成27年9月16日から同年10月26日まで

3 監査の実施方法

(1) 請求人からの陳述の聴取等

自治法第242条第6項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の聴取を平成27年10月2日に実施しましたところ、請求人が出席され、陳述されました。

また、「H27年9月9日三田市職員措置請求における聴取の補完資料そ

の①」から「同その③」までの書面が平成27年9月14日に、「同その④」及び「同その⑤」までの書面までが同月24日に、「同その⑥」から「同その⑧」までの書面が同月28日に提出されました（以下、これらを総称して「8件の補完資料」という。）。

(2) 関係職員からの陳述の聴取等

自治法第242条第7項に規定する関係職員からの陳述の聴取を平成27年10月2日に実施しましたところ、まちづくり部市民協働局コミュニティ課長及び同課係長が出席され、陳述されました。

また、請求人からの主張に対する関係職員からの説明等を記載した書面（以下「本件説明書」という。）が平成27年9月30日に提出されました。

4 監査対象

請求人からの本件措置請求書及び8件の補完資料（以下、これらを総称して「本件措置請求書等」という。）並びに請求人からの陳述の内容から本件監査請求は、上記の問題その①から同その⑥までの内容（特に、8月2日の本件地区コミセン報告会）に関して、関係職員による欺罔行為等が存在し、これにより、三田市長が事実を大きく誤認した結果、本件地区コミセンの移管の手続を進めるとする9月3日付の回答文書を出されるとともに、本件現コミセンの解体工事費約2,000万円が支出されようとしていることについて、これらが一定の合意による自治活動の拠点づくりが始まるどころか、本件地区コミセン問題の不当な措置、不法な措置により、本件現コミセンの解体だけではなく、地域の貴重な自治組織の解体につながるものであるとして、法やきまりを遵守せず、齟齬のある9月3日付の回答文書の取下げを求めるとともに、本件現コミセンの解体が後戻りのできない無為な解体であることから本件現コミセンの解体工事費約2,000万円が無駄に費やされることとなるとして、この支出の差止めを求めるものであると解し、これを監査対象としました。

第5 監査の結果

本件監査請求について、自治法第242条第8項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得ました。

1 監査対象に係る事実

監査対象に係る事実について、請求人からの本件措置請求書等及び陳述の内容、関係職員からの本件説明書及び陳述の内容並びにこれらに係る法令の規定等に基づき、次のとおり確認しました。

(1) 本件現コミセンの概要

本件現コミセンの管理、運営について、関係職員から「本件現コミセンは、

平成7年4月より兵庫県企業庁から行政財産の目的外使用許可を受け、集会所として管理しており、平成20年3月31日付で兵庫県からその土地及び建物の一切を引き継いだ後は、三田市の普通財産として管理を行っている。また、三田市と本件連合自治会との間で賃借契約を行い、負担区分を設けて適正な管理運営を行っている。」との旨の説明を受けました。

また、本件現コミセンの土地及び建物については、下記のとおりとなっていました。

ア 土地

- ・ 所在 三田市 某 三丁目5番
- ・ 地目 宅地
- ・ 地積 1,393.76㎡
- ・ 所有者 三田市

イ 家屋

- ・ 所在 三田市 某 三丁目5番
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2階建の1階部分
- ・ 床面積 1階部分 491㎡（参考：2階部分 497㎡）
- ・ 建築年月 昭和57年3月
- ・ 所有者 三田市

(2) 本件地区コミセンの移管

本件地区コミセンの移管については、下記のとおりとなっていました。

ア 本件地区におけるコミセンの移管に係る経緯

本件地区コミセンの移管に係る経緯については、関係職員から「平成21年6月に本件地区におけるコミセンの移管について本件連合自治会に対する説明を実施したことをかわきりに、平成22年度から平成24年度にかけては、本件連合自治会の移管の協議の窓口であるコミセン問題特別委員会と、平成25年度から現在に至るまでは、某 コミュニティセンター移管準備委員会（以下「本件準備委員会」という。）と協議を重ねてきた。当初は、改修による建屋の移管を要望されていたが、平成25年10月に住民アンケートを実施し、建替えによる移管を希望する回答が多数であったことから、同年12月8日に、本件連合自治会の理事会で建替えによる移管を進めることを決定された。その後、平成26年2月19日に本件連合自治会より新築工事による移管の要望書を収受し、同年3月7日付で本件準備委員会を窓口協議を進める旨の回答を行った。その後、本件準備委員会と具体的な建屋の規模や設備等に関する協議をすすめて、平成26年10月12日に本件連合自治会理事会において、建屋案の了承を得

た。そして、平成26年11月12日にこれまでの協議を確認した書面として、確認書を三田市長と本件連合自治会長との間で作成した。」「しかし、平成27年2月19日に、地域住民の合意を得られるまで現在進行している本件地区におけるコミセンの移管の事務を中止し、予定されている本件現コミセンの解体を延期すること等を求める陳情書が提出され、また、平成27年3月19日の予算決算常任委員会における委員からの本件地区におけるコミセンの移管に係る質問に対して、三田市長から、市民の皆さんのある程度の合意をいただかなければならないと考えており、何が何でも予定どおりやるということは考えていないとの旨の答弁がなされたことから、本件地区内の合意形成について確認が必要であると判断し事務の執行を一時留保した。」「その後、平成27年8月2日に開催された 某 連合自治会主催の建て替え報告会等を受け、 某 連合自治会より、同月11日付文書によりコミュニティセンターの建て替えを進めることが地域において重要であるとの認識から、早期に建設工事に着手するよう市に対して文書により要請があった。この要請に対して、市としては、これまでの 某 連合自治会の会員に対する合意形成を得る取り組みや、会員や利用団体の意見を基に整備計画の協議が進められてきたことを評価し、施設の建て替えについて一定の住民合意はできているものと判断した。しかしながら、当初予定していた工事スケジュールから大幅に遅れており、平成27年度中に完了が見込まれないことから、市議会9月定例会に補正予算を提案し、平成27年9月16日の本会議で市議会の承認が得られたことから、来年度にかけて工事を実施するための手続を進めていきたいと考えている。」との旨の説明を受けました。

イ 本件地区コミセンの移管に係る予算措置等

本件地区コミセンの移管に係る予算措置等については、関係職員から「平成26年度予算として、本件新コミセンの設計業務委託料9,000,000円を措置し、平成26年7月10日に着手し、平成27年3月27日に完了した。また、この設計図書に基づいて工事を行うため、平成27年度予算で本件現コミセンの解体工事及び本件新コミセンの新築工事に係る工事請負費130,000,000円を措置し、平成27年度中の完成を予定していたところであるが、本件地区コミセンの移管に関しての陳情書が提出される等、本件地区内の合意形成について確認が必要であると判断し事務の執行を留保したことにより、平成27年度中の完成が困難となったことから、平成27年9月に限度額が65,100,000円、当該年度以降の支出予定額が平成28年度に65,100,000円とする債

務負担行為を設定した。」との旨の説明を受けました。

ウ 本件新コミセンの移管の相手方

本件新コミセンの移管の相手方については、関係職員から「コミセンの移管については、従前から、地区内を包括した連合的住民自治組織に移管していることから、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき、用途を地域コミュニティの増進等を図る集会所として指定したうえで、本件連合自治会に建物のみを無償譲渡することとなる。」、「本件連合自治会は本件地区を代表する連合組織であり、本件現コミセンの管理運営を行っていただいている実績もあることから、移管の相手方として最も適切な団体であると考えている。」、「本件地区コミセンの移管後は、本件連合自治会の負担により維持管理を行ってもらうこととなる。」、「本件地区コミセンの移管後の管理運営に係る長期的な収支計画等については、現在、本件連合自治会内で検討されており、今後、本件連合自治会として意思決定をしていくと聞いている。また、計画の策定に関して、これまでの協議の中で、市の補助金制度の説明の他、他地区での積立金の実例について情報提供をしている。」との旨の説明を受けました。

2 判 断

自治法第242条に規定する住民監査請求の制度の1つの目的は、「地方財務行政の適正な運営を確保すること」（昭和51年（行ツ）第120号 愛知県に代位して行う損害賠償 昭和53年3月30日 最高裁判所第一小法廷判決 民集第32巻2号485頁）、すなわち、「普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保すること」とされています（昭和57年（行ツ）第164号 町有財産売却処分違法確認等及び共同訴訟参加 昭和62年2月20日 最高裁判所第二小法廷判決 民集第41巻1号122頁）。したがって、住民監査請求は、行政全般の違法・不当を防止・是正するための制度ではなく、「普通地方公共団体の事務の管理、出納その他の事務の一般的状況を明らかにすること」を目的とするのは、事務監査請求（自治法第75条）とされています（昭和35年（オ）第992号 県有財産不当処分禁止請求 昭和38年3月12日 最高裁判所第三小法廷判決 民集第17巻2号318頁）。

また、住民監査請求の制度のもう1つの目的は、違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、「地方公共団体が被った損害の回復又は被るおそれのある損害の予防」とされています（昭和52年（行ツ）第128号 住民訴訟 昭和57年7月13日 最高裁判所第三小法廷判決 民集第36巻6号970頁）。

したがって、住民監査請求の対象は、前者の目的から、財務的処理を直接の目的とする財務的事項（財務会計上の行為）に限定されているとともに、後者の目的から、地方自治体に財産上の積極的損害又は消極的損害を与える若しくは、そのおそれ（可能性）があるものに限定されています。

すなわち、住民監査請求の対象となるためには、財務的処理を直接の目的とし、その行為又は事実の直接的かつ本来的な効果として地方自治体に財産的損害を与える可能性があることが必要であるとされています。

また、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担を対象とする住民監査請求については、自治法第242条第1項において、「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含む。」とされており、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合とは、その行為がなされるおそれがある場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけではなく、その可能性、危険性等が相当の確実さをもって客観的に推測させる程度に具体性を備えている場合をいうものとされています。

これらを踏まえて、下記のとおり判断しました。

(1) 9月3日付の回答文書の取下げを求める主張に対する判断

住民監査請求の対象は、財務的処理を直接の目的とする財務的事項（財務会計上の行為）に限定されているとともに、地方自治体に財産上の積極的損害又は消極的損害を与える若しくは、そのおそれ（可能性）があるものに限定されています。

しかし、請求人からの9月3日付の回答文書の取下げを求める主張については、9月3日付の回答文書が法やきまりを遵守せず、齟齬のあるものであること等を縷々主張するだけのものであり、住民監査請求の対象となる財務的処理を直接の目的とする財務的事項（財務会計上の行為）を対象とするものではないと判断しました。

また、9月3日付の回答文書については、あくまでも、8月4日付陳情書に対する回答文書として作成されたものであり、これをもって、本件地区コミセンの解体又は解体工事費の支出等の後行の財務会計上の行為を行うものではなく、財務会計上の行為の先行行為とはなり得ないものであることから、仮に9月3日付の回答文書が請求人が主張するような法やきまりを遵守せず、齟齬のあるものであったとしても、三田市に財産上の積極的損害又は消極的損害を与える若しくは、そのおそれ（可能性）があるものではないと判断しました。

これらのことからすると、9月3日付の回答文書の取下げを求める主張に

については、自治法第242条に規定する住民監査請求の対象となる要件を満たさないものであると判断しました

(2) 本件現コミセンの解体工事費約2,000万円の支出の差止めを求める主張に対する判断

ア 相当の確実さについての判断

請求人は、本件現コミセンの解体工事費約2,000万円の支出の差止めを求めているところ、本件地区コミセンの移管に向けて、平成26年度において本件新コミセンの設計業務が完了しており、また、平成27年度予算において本件現コミセンの解体工事及び本件新コミセンの新築工事に係る工事請負費が計上されているとともに、限度額が65,100,000円、当該年度以降の支出予定額が平成28年度に65,100,000円とする債務負担行為が設定されていました。

また、関係職員からは、「来年度にかけて工事を実施するための手続を進めていきたいと考えている。」との旨の説明を受けました。

これらのことからすると、請求人が差止めを求めている本件現コミセンの解体工事費約2,000万円の支出については、相当の確実さをもって予測されるものであると判断しました。

イ 財産的損害についての判断

上記のとおり、請求人が差止めを求めている本件現コミセンの解体工事費約2,000万円の支出については、相当の確実さをもって予測されるものであると判断したところですが、この判断が、直ちに、三田市に財産上の積極的損害又は消極的損害を与える若しくは、そのおそれ（可能性）があるとの判断につながるとは限らないものです。

また、請求人からの本件現コミセンの解体工事費約2,000万円の支出の差止めを求める主張は、本件現コミセンの解体が後戻りのできない無為な解体であることから本件現コミセンの解体工事費約2,000万円が無駄に費やされることとなるとして、この支出の差止めを求めるものであると解されることから、本件現コミセンの解体が、請求人の主張するような後戻りのできない無為な解体にあたるかどうかの観点から判断しました。

まず、本件現コミセンは、三田市の普通財産であることから、これを解体することは、三田市の財産を処分することとなるものですが、関係職員から「本件現コミセンの解体については、本件地区コミセンの移管にあたって、本件新コミセンを新築するためのものであり、平成21年以降、本件地区の住民により協議を重ねた結果として、決定されたものである。」、「本件地区コミセンの移管後は、本件連合自治会の負担により維持管理を

行ってもらふこととなる。」との旨の説明があったことから、本件現コミセンを解体することについては、本件地区の住民の選択によるものであるとともに、本件新コミセンの維持管理費は本件連合自治会において負担しなければならないこととされていることを考慮すると、全体で988㎡（この内、本件連合自治会の借受面積は491㎡）の本件現コミセンを解体し、その跡地に、他の同規模の自治会のコミセンと同規模の300㎡程度の本件新コミセンを建築し、この無償譲渡を受け、維持管理していくこととするのは、不合理なものではないと判断しました。

また、関係職員から「本件地区コミセンの移管後の管理運営に係る長期的な収支計画等については、現在、本件連合自治会内で検討されており、今後本件連合自治会として意思決定をしていくと聞いている。また、計画の策定に関して、これまでの協議の中で、市の補助金制度の説明の他、他地区での積立金の事例について情報提供をしている。」との旨の説明があったことから、本件地区コミセンの移管後の管理運営にあたって必要な助言等が関係職員からなされているものと判断しました。

さらに、本件現コミセンの解体と本件新コミセンの新築の両方について予算措置がなされていることからすると、本件現コミセンを解体することについては、無為な解体となるものではないと判断しました。

これらのことから、本件現コミセンの解体工事費約2,000万円を支出することについては、違法・不当な公金の支出に当たるものではなく、三田市に財産上の積極的損害又は消極的損害を与える若しくは、そのおそれ（可能性）があるものではないと判断しました。

3 結 論

上記のとおり、9月3日付の回答文書の取下げを求める主張については、自治法第242条に規定する住民監査請求の対象となる要件を満たさないものであると判断しました。

また、本件現コミセンの解体工事費約2,000万円の支出の差止めを求める主張については、本件現コミセンの解体が無為な解体となるものではないことから、この支出については、違法・不当な公金の支出には当たらないものであり、三田市に財産上の積極的損害又は消極的損害を与える若しくは、そのおそれ（可能性）があるものではないと判断しました。

よって、請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めることができませんでした。